

## 10.6 漏えい検知装置

### 10.6 漏えい検知装置

- (1) 流量検知式切替型漏えい検知装置又は流量検知式圧力監視型漏えい検知装置を用いて保守点検の一部を代替する場合は2ヶ月に1回以上漏えい検知装置の警告の表示状況等を確認し、必要に応じた措置を講じ、その結果を記録すること。
- (2) 圧力検知式漏えい検知装置を用いて保守点検の一部を代替する場合は2ヶ月に1回以上遮断試験により漏えいの有無を確認し、必要に応じた措置を講じ、その結果を記録すること。

関係法令 例示基準第29節

#### (解説)

- 1) 配管等の漏えい試験は、漏えい検知装置を用いて行うことが可能となっている。  
この場合、2ヶ月間に1回以上漏えい検知装置の種類に応じ、警告の表示状況を確認し又は遮断試験を実施し、必要に応じた措置を講じ、かつ、その確認結果及び講じた措置内容を管理台帳等に記録し、1年間以上保存することが必要である。
- 2) 流量検知式切替型漏えい検知装置又は流量検知式圧力監視型漏えい検知装置は、親調整器と子調整器の設定圧力が逆転すると漏えい検知機能が損なわれるので、4年に1回以上、親調整器及び子調整器の設定圧力が基準内に入っていることを確認する。
- 3) 流量検知式切替型漏えい検知装置の検知専用メータには、リチウム電池が使用されており、電池電圧低下警報表示が出た場合、直ちに検知専用メータの交換を行う。
- 4) 流量検知式圧力監視型漏えい検知装置に使用する自記圧力計の記録紙は、自記圧力計の能力に応じて7～30日に1回以上取り替え、漏えいの有無の判定をするとともに、30日に1回以上付属のガス栓を閉じ、自記圧力計の指針が所定の圧力を示すことを確認する。